

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年11月17日(2016.11.17)

【公表番号】特表2015-530209(P2015-530209A)

【公表日】平成27年10月15日(2015.10.15)

【年通号数】公開・登録公報2015-064

【出願番号】特願2015-535148(P2015-535148)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

A 6 1 M 16/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/06 A

A 6 1 M 16/00 3 0 5 A

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月28日(2016.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前方部分及び後方部分を持つボディを含むクッション、及び
開口を規定する円環体形状部分を含むフレーム

を有する患者インタフェース装置において、

前記前方部分は、治療ガス流を受け取るために構成される下部開口及び結合機構を持ち

、
前記後方部分は、ユーザの顔に係合し、前記ユーザの顔と概ね連続的な封止を与えるよう構成され、

前記開口は、少なくとも前記結合機構の一部が当該開口に配され、

前記結合機構は、前記開口の周りに配される溝を有し、並びに

少なくとも前記円環体形状部分の一部は、前記クッションが前記フレームに選択的に結合されるような前記溝に配される、

患者インタフェース装置。

【請求項2】

前記フレームは、前記円環体形状部分から外側に延在する一対のアーム部材を有する、
各々のアーム部材は、上方サブアーム及び下方サブアームを含む、並びに

各々の上方サブアーム及び各々の下方サブアームは、ヘッドギアの夫々のストラップに
結合されるように構成されるアーチャを規定する

請求項1に記載の患者インタフェース装置。

【請求項3】

前記前方部分は、前記下部開口の周りに位置決められる結合装置に結合されるように構成され、前記結合装置は、前記治療ガス流を送る導管の一部として設けられている、請求項1に記載の患者インタフェース装置。

【請求項4】

前記クッションは、単一部材として形成され、前記前方部分及び前記後方部分は、前記
単一部材の一部である、請求項1に記載の患者インタフェース装置。

【請求項5】

前記前方部分は実質的に硬質な材料から形成される、請求項 1 に記載の患者インターフェース装置。

【請求項 6】

前記クッション及び前記フレームの一方又は両方は、多数の位置決め機構を含んでいる、請求項 1 に記載の患者インターフェース装置。

【請求項 7】

前記多数の位置決め機構は、前記クッションの前記前方部分から延在する多数の突出部材、及び前記フレームに形成される対応する数の切り欠きを含んでいる、請求項 6 に記載の患者インターフェース装置。

【請求項 8】

ヘッドギアのストラップを患者インターフェース装置に結合するためのクリップにおいて

、前記クリップは、

平面ボディ、

前記平面ボディに規定される細長い隙間、及び

前記平面ボディの面から延在し、張り出した頭部で終わるボタン部材を有し、前記細長い隙間は、前記隙間内に前記ヘッドギアのストラップの一部を受け取るように構成される、クリップ。

【請求項 9】

前記ボタン部材は、一般的に円形の断面を持つ、請求項 8 に記載のクリップ。

【請求項 10】

前記張り出した頭部は、一般的に平面形状であり、前記平面ボディに平行に配される、請求項 8 に記載のクリップ。

【請求項 11】

ヘッドギアのストラップを患者インターフェース装置に結合するための結合機構において

、前記結合機構は、

前記患者インターフェース装置の一部に規定されるアパー チャ、及び
クリップ

を有し、前記クリップは、

平面ボディ、

前記平面ボディに規定される細長い隙間、及び

前記平面ボディの面から延在し、張り出した頭部で終わるボタン部材を有し、前記細長い隙間は、前記隙間内に前記ヘッドギアのストラップの一部を受け取るように構成され、前記ボタン部材は、前記アパー チャ内に配される、結合機構。

【請求項 12】

前記アパー チャは、一般的に細長い形状の第 1 の部分及び一般的に円形形状の第 2 の部分を有する、請求項 11 に記載の結合機構。

【請求項 13】

前記患者インターフェース装置の一部は、フレームを有する、請求項 11 に記載の結合機構。

【請求項 14】

前記フレームは、円環体形状部分から外側に延在する一対のアーム部材を有する、

各々のアーム部材は、上方アーム部材及び下方アーム部材を含む、並びに

前記アパー チャは、前記下方アーム部材の少なくとも 1 つに規定される、
請求項 13 に記載の結合機構。